

●香川県告示第397号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30条）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の事業所の名称等の変更について次のとおり届出があった。

平成21年8月11日

香川県知事 真 鍋 武 紀

変更 年月日	事業所（施設）の名称及び住所		事業者（開設者）の名称 及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
	変更前	変更後		
平成21年 6月13日	ケアセンター憩 木田郡三木町大字田 中4468-1	ケアセンター憩 木田郡三木町大字井 戸2248-1	有限会社 さぬきヒューネ ット さぬき市寒川町石田東甲 1136番地6	訪問介護 介護予防訪 問介護
平成21年 6月13日	ケアプランセンター 憩 木田郡三木町大字田 中4468-1	ケアプランセンター 憩 木田郡三木町大字井 戸2248-1	有限会社 さぬきヒューネ ット さぬき市寒川町石田東甲 1136番地6	居宅介護支 援
平成21年 6月15日	福栄なごみの里 東かがわ市西山851 番地1	わたぼうし 東かがわ市西山851 番地1	特定非営利活動法人福栄な ごみの会 東かがわ市西山851番地1	訪問介護